

しおまち商店街ロゴマーク使用取扱要綱

第1条 (趣旨)

この要綱は、しおまち商店街（以下、「**商店街**」という。）のブランドイメージを高めることを目的に作成したしおまち商店街ロゴマーク（以下、「**ロゴマーク等**」という。）を使用する場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (ロゴマーク等)

ロゴマーク等の仕様は、別紙1の通りとする。

第3条 (権利帰属)

ロゴマークに関する一切の権利は、すべて株式会社しおまち企画（以下、「**しおまち企画**」という。）に帰属するものとする。

第4条 (使用の承認)

- 1) ロゴマークを使用する者（以下、「**使用者**」という。）は、事前にしおまち商店街ロゴマーク審査委員会（以下、「**審査委員会**」という。）の承認を受けなければならない。審査委員会は、しおまち商店街の輪としおまち企画によって構成される。
- 2) ロゴマークは、原則として任意団体しおまち商店街の輪の会員のみが使用可能とする。ただし、審査委員会が審査に基づき非会員の使用を認める場合には、その限りではない。

第5条 (使用承認の要件)

ロゴマーク等の使用については次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、承認されるものとする。

- 1) 別紙1に記載のガイドラインを遵守していない場合
- 2) 商店街の信用若しくは品位を害すると認められる場合又はその恐れがある場合
- 3) ロゴマーク等を使用しようとする事業の内容が、法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- 4) ロゴマーク等が政治、宗教、思想等のための活動に使用されるおそれがある場合
- 5) ロゴマーク等の使用によって誤解又は混同を生じさせるおそれがある場合
- 6) 特定の個人若しくは団体のロゴマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれがある場合
- 7) 品質、性能等について公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- 8) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するおそれがある場合
- 9) その他承認することが不適切と認められる場合

第6条 (使用の申請)

- 1) ロゴマーク等をしようとする者は（以下、「**申請者**」という。）は、しおまち商店街ロゴマーク使用承認申請書（別紙2）に次の書類を添付し、審査を受けな

ればならない。

- ① 企画書（事業の内容及びロゴマーク等の使用が具体的に明記されたもの。）
 - ② その他審査に必要な書類。
- 2) 申請者は、次のいずれかの方法で書類の提出を行うものとする。
- ① 以下のメールアドレスへの送付
info@shiomachi-shotengai.com
 - ② 以下の住所への送付
〒722-2411 広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田254-2

第7条 （使用の承認）

しおまち企画及びしおまち商店街の輪の会長は、申請書を受理した場合は、第5条の要件に基づき審査し、その結果をロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（別紙3）により、申請者に通知するものとする。

第8条 （使用料）

- 1) ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

第9条 （使用期間）

ロゴマーク等の使用について承認することができる期間は、1年以内とする。ただし、第7条の規定により承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が当該承認を受けた期間の延長を申し出たときは、延長することができる。

第10条 （使用上の遵守事項）

使用者は、ロゴマーク等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) しおまち企画が提供するデータのみを使用すること。
- 2) 承認された内容にのみ使用すること。
- 3) 第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 4) 商標法（昭和34年法律第127号）意匠法（昭和34年法律第125号）等に基づく新たな権利の設定を行わないこと。

第11条 （使用上の遵守事項）

使用者は、当該承認に係るロゴマーク等を使用した商品等（以下「使用品等」という。）について、完成後速やかに1部をしおまち企画に提出しなければならない。ただし、使用品等の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

第12条 （承認内容の変更）

- 1) 使用者は、承認を得た内容について変更し、又は中止しようとするときは、ロゴマーク等使用変更等承認申請書（別紙4。以下「**変更等申請書**」という。）により直ちに申請しなければならない。
- 2) しおまち企画及びしおまち商店街の輪は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を瀬戸田ロゴマーク等使用変更等承認（不

承認) 通知書(別紙5)により、使用者に通知するものとする。

第13条 (使用状況等の調査及び報告)

- 1) しおまち企画及びしおまち商店街の輪は、ロゴマーク等の使用状況等について使用者に調査させ、及び報告させることができる。
- 2) 使用者は、前項の規定による調査及び報告を求められたときは、速やかに対応しなければならない。

第14条 (承認内容の取消し等)

- 1) しおまち企画及びしおまち商店街の輪は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認(第12条の規定に基づく変更の承認があったときは、変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、又は当該使用者に対し使用品等の回収の措置を請求することができる。
 - ① 申請書又は変更等申請書の内容に虚偽があると認められたとき。
 - ② 第5条各号の規定に抵触すると認められたとき。
 - ③ 第10条各号の規定が遵守されていないと認められるとき。
 - ④ この要項に違反していると認められるとき。
 - ⑤ その他ロゴマーク等の継続使用が不適等であると認められるとき。
- 2) 使用者は、前項の規定により使用承認が取り消された場合は、直ちにロゴマーク等の使用を中止しなければならない。
- 3) しおまち企画及び商店街の輪は、使用承認の取消し又は使用品等の回収により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

第15条 (賠償保証等の責任)

- 1) しおまち企画及び商店街の輪は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2) 使用者は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

第16条 (使用の非独占性等)

この要綱による使用承認は、使用者にロゴマーク等を自己の商標又は意匠とするなど独占して使用する権利を付与するものではなく、かつ、使用品等、使用者等について奨励するものではない。

第17条 (情報の公開)

しおまち企画及び商店街の輪は、ロゴマーク等の利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用承認の状況及び使用事例について情報を公開することができる。

付則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。